

○青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

昭和四十五年四月一日

青森県規則第三十一号

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則をここに公布する。

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年三月青森県条例第十三号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(昭六一規則八・一部改正)

(定義)

第二条 この規則において「心身障害者扶養共済制度」、「心身障害者」、「加入者」又は「年金受取人」とは、条例第二条に規定する心身障害者扶養共済制度、心身障害者、加入者又は年金受取人をいう。

2 この規則において「二口目継続一口加入者」とは、条例第六条第四項第二号に規定する二口目継続一口加入者をいう。

3 この規則において「年金管理者」とは、条例第九条第一項に規定する年金管理者をいう。

4 この規則において「年金受給権者」とは、条例第九条第七項に規定する年金受給権者をいう。

5 この規則において「共済制度」とは、条例による心身障害者扶養共済制度をいう。

(昭五五規則二三・平七規則九一・一部改正)

(規則で定める障害の状態)

第三条 条例第二条第五項ただし書の規則で定める障害の状態は、共済制度への加入前(条例第六条第一項の規定による口数の追加の承認又は他の地方公共団体の心身障害者扶養共済制度における条例第六条第一項の規定による口数の追加の承認に相当する承認を受けた二口目継続一口加入者(以下「特定二口目継続一口加入者」という。))にあつてはいずれかの承認を受ける前、条例第四条第三項の規定により共済制度に加入した者(以下「転入加入者」という。)(特定二口目継続一口加入者である転入加入者を除く。))にあつては他の地方公共団体の心身障害者扶養共済制度への加入前。以下同じ。)に既に有していた障害又は共済制度への加入前の原因により生じた障害により次の各号のいずれかに該当する状態にある加入者が、その障害の生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重した結果条例第二条第五項各号に掲げる状態となつたときのその状態及び次項に規定する障害の状態をいう。

- 一 一眼の視力を全く永久に失つたもの
- 二 一上肢しを手関節以上で失つたもの
- 三 一下肢しを足関節以上で失つたもの
- 四 一上肢しの用を全く永久に失つたもの
- 五 一下肢しの用を全く永久に失つたもの
- 六 一手の母指及び示指を含んで四手指以上を失つたか若しくはその用を全く永久に失つたもの又は一手の母指若しくは示指を含んで三手指以上を失つたか又はその用を全く永久に失い、かつ、他の一手の母指若しくは示指を含んで二手指以上を失つたか又はその用を全く永久に失つたもの
- 七 一耳の聴力を全く永久に失つたもの

- 2 条例第六条第三項、第八条第一項第三号及び第十八条第二項第二号の規則で定める障害の状態は、共済制度(転入加入者にあつては、他の地方公共団体の心身障害者扶養共済制度)への加入の日以後条例第六条第一項の規定による口数の追加の承認(転入加入者で、他の地方公共団体の心身障害者扶養共済制度において条例第六条第一項の規定による口数の追加の承認に相当する承認により二口の加入者に相当する者となつた後、条例第四条第三項の規定により共済制度に二口の加入者として加入し、当該承認を受けた後継続して二口の加入者及び当該二口の加入者に相当する者であるもの(以下「二口転入加入者」という。))にあつては、他の地方公共団体の心身障害者扶養共済制度における当該口数の追加の承認に相当する承認。以下この項において同じ。)を受ける前に既に有していた障害又は共済制度(転入加入者にあつては、他の地方公共団体の心身障害者扶養共済制度)への加入の日以後条例第六条第一項の規定による口数の追加の承認を受ける前の原因により生じた障害により前項各号のいずれかに該当する状態にある二口の加入者が、その障害の生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重した結果条例第二条第五項各号に掲げる状態となつたときのその状態をいう。

(昭五五規則二三・全改、平七規則九一・一部改正)

(加入の申込み)

第四条 条例第五条第一項の規定による加入の申込みは、加入申込書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

- 一 加入申込者及び年金受取人にしようとする心身障害者の住民票の写し
- 二 知事が別に定める申込者告知書
- 三 年金受取人にしようとする心身障害者の障害の種類及び程度を証明する書類
- 四 年金受取人にしようとする心身障害者が年金(条例第十六条第三項に規定する弔慰金及び見舞金を含む。)を受領し、及び管理することが困難であると認められる場合は、年金管理者指定届書(第二号様式)

- 2 知事は、前項の加入の申込みを受けた場合において、加入の承認をしたときは加入承

認通知書(第三号様式)を、加入を承認しないときは加入不承認通知書(第四号様式)を当該加入申込者に交付するものとする。

- 3 知事は、前項の規定により加入の承認を受けた者が第一回の掛金(加算掛金を含む。)を納付したときは、青森県心身障害者扶養共済制度加入証書(第五号様式)及び加入の口数が二口である場合にあつては、青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書(第六号様式)をその者に交付するものとする。

(昭四七規則四九・昭五五規則二三・昭六一規則八・平七規則九一・平二一規則二二・一部改正)

(口数の追加の申込み)

第四条の二 条例第六条第一項の規定による口数の追加の申込みは、口数追加申込書(第一号様式)に知事が別に定める申込者告知書を添えて知事に提出して行わなければならない。

- 2 知事は、前項の口数の追加の申込みを受けた場合において、口数の追加の承認をしたときは口数追加承認通知書(第三号様式)を、口数の追加を承認しないときは口数追加不承認通知書(第四号様式)を当該口数追加申込者に交付するものとする。

- 3 知事は、前項の規定により口数の追加の承認を受けた者が第一回の加算掛金を納付したときは、青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書をその者に交付する。

(昭五五規則二三・追加、平七規則九一・平二一規則二二・一部改正)

(口数の減少の申出)

第四条の三 条例第六条第三項第一号の規定による一口の加入者となる旨の申出は、加入者口数減少申出書(第七号様式)に青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書を添えて知事に提出して行わなければならない。

(昭五五規則二三・追加、平七規則九一・平二一規則二二・一部改正)

(口数追加の承認の取消し)

第四条の四 知事は、条例第六条第三項第二号又は第十七条第一項第五号の規定により条例第六条第一項の規定による口数の追加の承認を取り消したときは、口数追加承認取消通知書(第八号様式)を加入者に交付するものとする。

(昭五五規則二三・追加、平二一規則二二・一部改正)

(掛金の納付)

第五条 掛金(加算掛金及び継続掛金を含む。以下同じ。)の納付は、毎月、所定の納付書により指定する期日までに行わなければならない。

(昭四五規則五一・昭四六規則一〇・昭五五規則二三・平七規則九一・一部改正)

(掛金の減免)

第六条 条例第七条の四の規定により、加入者が次の各号のいずれかの世帯の構成員である場合において知事の承認を受けたときは、その者は、掛金について、当該各号に定める額の減免を受けることができる。

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する被保護世帯(同法第十条ただし書の規定によりその世帯の個人(加入者を含む。)が同法に規定する保護を受けている場合を除く。) 掛金の全額
 - 二 市町村民税が課せられていない者のみで構成されている世帯(前号の世帯を除く。) 掛金の額の百分の五十に相当する額
 - 三 市町村民税の所得割を課せられていない者のみで構成されている世帯(前二号の世帯を除く。) 掛金の額の百分の三十に相当する額
- 2 知事は、前項に規定する場合のほか、条例第七条の四の規定により、加入者が災害その他の理由により掛金を納付することが困難であると認める場合は、その者の申請により、掛金を減免することがある。
 - 3 前二項の規定による掛金の減免を受けようとする者は、掛金減免申請書(第九号様式)を知事に提出しなければならない。
 - 4 知事は、前項の規定により掛金の減免の申請を受けた場合において、これを承認したときは掛金減免承認通知書(第十号様式)を、これを承認しないときは掛金減免不承認通知書(第十一号様式)を当該申請者に交付するものとする。
 - 5 第一項の規定により掛金の減免を受けている者は、同項各号に掲げる状態がなくなつたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
 - 6 第一項又は第二項の規定により掛金の減免を受けている者は、知事から要求があつたときは、掛金の減免を受ける資格を有することを証する書面を知事に提出しなければならない。

(昭五〇規則五一・昭五五規則二三・平七規則九一・平二一規則二二・一部改正)

(年金の支給)

第七条 条例第八条の規定による年金の給付の請求は、年金給付請求書(第十二号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

一 加入者の死亡による請求の場合

- イ 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。ただし、当該加入者の死亡が共済制度に加入した日(当該加入者が条例第六条第一項の規定による口数の追加の承認又は他の地方公共団体の心身障害者扶養共済制度における条例第六条第一項の規定による口数の追加の承認に相当する承認を受けた二口の加入者又は二口目継続一口加入者(以下「特定二口加入者等」という。)である場合にあってはいずれかの承認を受けた日、転入加入者(特定二口加入者等である転入加入者

を除く。)である場合にあっては他の地方公共団体の心身障害者扶養共済制度に加入した日から二年以内のものであるときは、知事が別に定める死亡証明書(死体検案書)

ロ 加入者の住民票の写し

ハ 年金受取人及び年金管理者の住民票の写し

ニ その他知事が必要と認める書類

二 加入者の重度障害又は二口の加入者が条例第六条第三項の規則で定める障害の状態となつたことによる請求の場合

イ 知事が別に定める障害診断書

ロ 加入者の住民票の写し

ハ 前号ハ及びニに掲げる書類

2 知事は、前項の規定により年金の給付の請求を受けた場合において、年金の給付を決定したときは年金給付決定通知書(第十三号様式)及び青森県心身障害者扶養共済制度年金証書(第十四号様式)を、給付の請求を却下したときは年金給付請求却下通知書(第十五号様式)を当該請求者に交付するものとする。

(昭五五規則二三・昭五七規則四七・平六規則三五・平七規則九一・平二一規則二二・一部改正)

(加入証書及び年金証書の再交付)

第八条 加入者又は年金受給権者若しくは年金管理者は、青森県心身障害者扶養共済制度加入証書、青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書又は青森県心身障害者扶養共済制度年金証書を亡失し、又は損傷したときは、加入証書(口数追加証書、年金証書)再交付申請書(第十六号様式)を知事に提出して再交付を受けることができる。

(昭五五規則二三・平七規則九一・一部改正)

(年金の支給停止)

第九条 条例第十三条の規定による年金の支給停止は、年金支給停止決定通知書(第十七号様式)を年金受給権者又は年金管理者に交付して行なうものとする。

2 年金支給停止の理由が消滅したときは、年金支給停止解除決定通知書(第十八号様式)を年金受給権者に交付するとともに、年金の支給を再開するものとする。

(弔慰金等の支給)

第十条 条例第十六条第一項又は同項及び同条第二項の規定による弔慰金の給付の請求は、弔慰金給付請求書(第十九号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

一 加入者の住民票の写し

二 年金受取人の住民票の写し

三 加入者が死亡している場合にあつては、年金受取人の葬式を執行したことその他弔慰金の給付を受けることが適当であることを証する書類

2 条例第十六条第三項の規定による弔慰金又は見舞金の給付の請求は、弔慰金(見舞金)給付請求書(第十九号様式の二)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。ただし、条例第八条の規定による年金の給付を請求するために第七条の規定により第一号に掲げる書類が既に知事に提出されている場合は、当該書類の添付を要しない。

一 加入者が死亡した場合にあつては加入者の住民票の写し、加入者が重度障害の状態となつた場合にあつては知事が別に定める障害診断書

二 年金受取人が死亡している場合にあつては、加入者の葬式を執行したことその他弔慰金又は見舞金の給付を受けることが適当であることを証する書類

3 知事は前二項の規定により弔慰金又は見舞金の給付の請求を受けた場合において、弔慰金又は見舞金の給付を決定したときは弔慰金(見舞金)給付決定通知書(第二十号様式)を、給付の請求を却下したときは、弔慰金(見舞金)給付請求却下通知書(第二十一号様式)を当該請求者に交付するものとする。

(昭四六規則七〇・昭五七規則四七・昭六一規則八・平六規則三五・平二一規則二二・一部改正)

(脱退等一時金の支給)

第十条の二 条例第十六条の二の規定による脱退等一時金の給付の請求は、脱退等一時金給付請求書(第二十二号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。ただし、知事が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十五第一項及び青森県住民基本台帳法施行条例(平成十四年七月青森県条例第五十七号)第二条第一項の規定により加入者又は年金受取人に係る都道府県知事保存本人確認情報(同法第三十条の十五第一項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。)を利用することができる場合は、第一号又は第二号に掲げる書類の添付を要しない。

一 加入者の住民票の写し

二 年金受取人の住民票の写し

2 知事は、前項の規定により脱退等一時金の給付の請求を受けた場合において、脱退等一時金の給付を決定したときは脱退等一時金給付決定通知書(第二十二号様式の二)を、給付の請求を却下したときは脱退等一時金給付請求却下通知書(第二十二号様式の三)を当該請求者に交付するものとする。

(平七規則九一・追加、平二九規則九・一部改正)

(脱退)

第十一条 加入者は、共済制度を脱退しようとするときは、加入者脱退申出書(第七号様式)に青森県心身障害者扶養共済制度加入証書(二口の加入者にあつては、青森県心身障害者扶養共済制度加入証書及び青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書(条例第六条第三項に規定する特定加入者にあつては、青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書))を添えて知事に提出しなければならない。

(昭五五規則二三・平七規則九一・平二一規則二二・一部改正)

(加入の承認の取消し)

第十二条 知事は、条例第十七条第一項第四号の規定により条例第五条第一項の規定による加入の承認を取り消したときは、加入承認取消通知書(第八号様式)を加入者に交付するものとする。

(昭四六規則七〇・追加、昭五五規則二三・平二一規則二二・一部改正)

(届出)

第十三条 条例第十八条第一項から第四項までに提出する届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を提出して行わなければならない。

一 第一項第一号、第二項第三号及び第三項第一号の届出をする場合 氏名(住所)変更届書(第二十三号様式)

二 第一項第二号、第二項第一号及び第二号並びに第三項第二号の届出をする場合 死亡(重度障害、障害)届書(第二十四号様式)

三 第一項第三号の届出をする場合 年金管理者指定届書又は年金管理者変更届書(第二十五号様式)

四 第三項第三号の届出をする場合 年金支給停止理由発生(消滅)届書(第二十六号様式)

五 第四項の届出をする場合 年金受給権者現況届書(第二十七号様式)

六 第一項第四号の届出をする場合 掛金の給付又は年金、弔慰金若しくは見舞金の支給に影響を及ぼす事実を記載した書類

2 前項第二号に掲げる死亡(重度障害、障害)届書は、年金受給権者が死亡した場合にあつては、年金受給権者に係る住民票の写しを添えて提出しなければならない。ただし、知事が住民基本台帳法第三十条の十五第一項及び青森県住民基本台帳法施行条例第二条第一項の規定により年金受給権者に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる場合は、当該住民票の写しの添付を要しない。

3 第一項第五号に掲げる年金受給権者現況届書は、毎年四月一日における現況を記載し、年金受給権者に係る住民票の写しを添えてその年の五月末日まで提出しなければならない。ただし、知事が住民基本台帳法第三十条の十五第一項及び青森県住民基本台帳法施行条例第二条第一項の規定により年金受給権者に係る都道府県知事保存本人確認情報を

利用することができる場合は、当該住民票の写しの添付を要しない。

(昭四六規則七〇・旧第十二条繰下・一部改正、昭五五規則二三・昭五七規則四七・昭六一規則八・平五規則六〇・平六規則三五・平二九規則九・一部改正)

(台帳)

第十四条 知事は、加入者等及び年金の支給に関する事項を整理するため、加入者台帳(第二十八号様式)及び年金受給権者台帳(第二十九号様式)を作成するものとする。

(昭四六規則七〇・旧第十三条繰下)

(転入加入者に関する特例)

第十五条 転入加入者についての次の表の上欄に掲げる規定の適用については、当該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条例第七条第一項	共済制度	共済制度及び他の制度
条例第七条第二項	加入日	他の制度に加入した日
条例第十二条	加入日	他の制度に加入した日
	二口の加入者となつた日	他の制度における二口の加入者に相当する者となつた日
	第五条第一項の規定による加入の申込み	他の制度への加入の申込み
	同項の規定による加入の申込み又は第六条第一項の規定による口数の追加の申込み	他の制度への加入の申込み又は他の制度における第六条第一項の規定による口数の追加の申込みに相当する申込み
条例第十六条第一項	共済制度	共済制度及び他の制度
	二口目に係る	二口目及び他の制度における二口目に相当するものに係る
条例第十六条第二項	二口の加入者として共済制度	二口の加入者及び他の制度における二口の加入者に相当する者として共済制度及び他の制度
条例第十六条第三項	掛金	掛金及び他の制度における掛金に相当するもの
	第七条の四の規定による減免	第七条の四の規定による減免又は他の制度における同条の規定による減免に相当する減免
	当該減免	

条例第十六条の二	共済制度	共済制度及び他の制度
	二口目に係る	二口目及び他の制度における二口目に相当するものに係る
	二口の加入者として	二口の加入者及び他の制度における二口の加入者に相当する者として
条例第十七条第一項第四号	第五条第一項の規定による加入の申込み	他の制度への加入の申込み
	同項	第五条第一項
条例第十七条第二項	知事が取消しの原因を知った日	知事又は他の地方公共団体の長が他の制度における前項第四号の規定による加入の承認の取消しに相当する取消しの原因を知った日
	加入日	他の制度に加入した日
条例附則第二項	昭和五十五年四月一日	昭和五十四年十月一日
	共済制度に加入し、	他の制度に加入し、

2 二口転入加入者についての次の表の上欄に掲げる規定の適用については、当該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条例第六条第三項第二号	第一項の規定による口数の追加の申込み	他の制度における第一項の規定による口数の追加の申込みに対応する申込み
条例第六条第五項	知事が取消しの原因を知った日	知事又は他の地方公共団体の長が他の制度における第三項第二号の規定による口数追加承認の取消しに相当する取消しの原因を知った日
	口数追加承認をした日	他の制度における口数追加承認に対応する承認をした日
条例第七条の二	二口の加入者であるもの	二口の加入者及び他の制度における二口の加入者に相当する者であるもの
	二口の加入者となつた日に	他の制度における二口の加入者に相当する者となつた日に
条例第八条第二項第一号	口数追加承認	他の制度における口数追加承認に対応する承認
	二口の加入者	他の制度における二口の加入者に相当する者

条例第八条第三項	口数追加承認	他の制度における口数追加承認に相当する承認
	二口の加入者	他の制度における二口の加入者に相当する者
	第六条第一項の規定による口数の追加の申込み	他の制度における第六条第一項の規定による口数の追加の申込みに相当する申込み
条例第十七条第一項第五号	第六条第一項の規定による口数の追加の申込み	他の制度における第六条第一項の規定による口数の追加の申込みに相当する申込み

(昭五五規則二三・追加、昭六一規則八・平七規則九一・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(昭六一規則八・旧附則・一部改正)

- 2 条例附則第二項の規定の適用を受ける者(第十五条第一項の規定により読み替えて条例附則第二項の規定の適用を受ける転入加入者を含む。)又は条例附則第四項の規定の適用を受ける者に係る青森県心身障害者扶養共済制度加入証書については、同証書の裏面の7中「20年以上」とあるのは、「25年以上」とする。

(昭六一規則八・追加、平七規則九一・一部改正)

附 則(昭和四五年規則第五一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四六年規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四六年規則第七〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四七年規則第四九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五〇年規則第五一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第六条の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により提出され、又は交付されている書類は、改正後の規則の相当規定により提出され、又は交付された書類とみなす。

附 則(昭和五五年規則第二三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第四七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五八年規則第四号)

この規則は、昭和五十八年二月一日から施行する。ただし、第七号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六一年規則第八号)

- 1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第一条、第十三条第一項、第六号様式の三、第六号様式の四及び第十号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により交付された青森県心身障害者扶養共済制度加入証書は、改正後の青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により交付された青森県心身障害者扶養共済制度加入証書とみなす。

附 則(平成元年規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二年規則第四五号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定は、平成二年四月二日から適用する。

附 則(平成五年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年規則第三五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により提出されている書類は、改正後の規則の相当の規定により提出された書類とみなす。

附 則(平成六年規則第五四号)

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則(平成七年規則第九一号)

- 1 この規則は、平成八年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により提出され、又は交付されている書類は、改正後の青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の相当規定により提出され、又は交付された書類とみなす。

附 則(平成一一年規則第五〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一三三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年規則第六号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第八五号)

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二一年規則第二二号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第六号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則(令和元年規則第二十三号)

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則(令和三年規則第五十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第4条、第4条の2関係)

加 入(口数追加)申 込 書

年 月 日

青森県知事 殿

(申込者)

氏 名

青森県心身障害者扶養共済制度条例第5条第1項(第6条第1項)の規定により、青森県心身障害者扶養共済制度に加入したいので(の加入口数の追加の承認を受けたいので)、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

加入 申込 者等	(ふりがな) 氏 名		男 女	生 年 月 日	
	住 所			心身障害者 との続柄	
心身障害者の氏名			男 女	生 年 月 日	
加 入 等 の 種 類		1口	2口	口数追加	
現在の共済制度加入の有無		有(加入番号) ・ 無			

	従前の地方 公共団体名	加 入 番 号	加入年月日(口数追加年月日)
他制度から の転入者の 記 載 欄			年 月 日(年 月 日)
			年 月 日(年 月 日)

添付書類

1 加入申込みの場合

- (1) 加入申込者及びその扶養する心身障害者で年金受取人にしようとするものの住民票の写し
- (2) 申込者告知書(2部)
- (3) 障害証明書
- (4) 年金管理者を指定する場合にあつては、年金管理者指定届書

2 加入口数追加申込みの場合

申込者告知書(2部)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式(第4条関係)

加入番号	
------	--

年金管理者指定届書

年 月 日

青森県知事 殿

加入申込者 氏 名

(加入者) 住 所

次の者を年金管理者として指定したので、青森県心身障害者扶養共済制度条例第18条第1項第3号の規定により届け出ます。

年金管理者

(生年月日 年 月 日)

(心身障害者との続柄)

住 所

氏 名

私は、精神の機能の障害により年金(弔慰金及び見舞金を含む。以下同じ。)の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを申し立てるとともに、青森県心身障害者扶養共済制度条例第9条第1項に規定する年金管理者となることに同意し、次の年金受取人の年金を管理し、良き理解者として誠意をもって保護及び養育に当たることを誓約します。

年 月 日

年金管理者氏名

心身障害者

住 所

氏 名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式(第4条、第4条の2関係)

加入(口数追加)承認通知書

年 月 日

(加入者)

殿

青森県知事



年 月 日付けで申込みのあつた青森県心身障害者扶養共済制度への加入(加入の口数の追加)は、申込みのとおり承認いたします。

なお、掛金の額等は次のとおりです。

	加入番号	
加入等の種類	1口	2口 口数追加
掛金の額	月額	金額 円
掛金の納付方法	〔青森県指定金融機関、青森県収納〕 代理金融機関	
第1回掛金の納付期限	年	月 日
加入等の効力発生の日	年	月 日
備考		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号様式(第4条、第4条の2関係)

加入(口数追加)不承認通知書

年 月 日

(加入申込者)

殿

青森県知事



年 月 日付けで申込みのあつた青森県心身障害者扶養共済制度への加入(口数追加)は、次の理由により承認できませんのでご通知します。

(理 由)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第5号様式(第4条関係)

(表)

加入番号	
------	--

青森県心身障害者扶養共済制度

加 入 証 書

加入者

氏 名

あなたは、青森県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、
して心身障害者扶養共済制度に加入していることを証します。

の扶養者と

年 月 日

青森県知事



注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

- 1 この加入証書は、大切に保管してください。
もし、この証書を破つたり、汚したり、又はなくしたときは、新しい証書を渡しますから、申請してください。
- 2 掛金は、毎月期限までに必ず納付してください。
もし、掛金を2月以上滞納しますと、脱退として取り扱いますからご承知ください。
- 3 加入者が死亡したり、重度障害の状態となつたときは、その月から心身障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。
- 4 加入者が、この制度に加入の際提出した書類に不実の記載があつたとき、加入者の死亡又は重度障害が加入者又は心身障害者の故意又は重大な過失によるものであるときなどの場合は、年金が支給されないこともありますのでご承知ください。
- 5 心身障害者が加入者より早く亡くなつたとき、又は心身障害者と加入者が同時に亡くなつたときには、加入者又は知事が適当と認める者に対して所定の弔慰金を支給します。
- 6 加入者がその申出によりこの制度から脱退したときは、加入者に対して所定の脱退等一時金を支給します。
- 7 加入者が20年以上継続してこの制度に加入し、かつ、65歳以上になつたときは、それ以後の掛金(加入者が65歳となつた日の属する会計年度の翌年度(その日が4月1日であるときは、その日の属する会計年度)の加入日に相当する日の属する月前に納付すべきものを除く。)を納付する必要はありません。
- 8 次の場合には、速やかにお届けください。
 - (1) 加入者、心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
 - (3) 年金管理者を指定し、又は変更したとき。
 - (4) その他掛金の納付、年金の支給又は弔慰金の支給に影響のある事実が発生したとき。
- 9 年金、弔慰金及び脱退等一時金の支給理由が生じた日から3年間請求が行われなときは、年金、弔慰金及び脱退等一時金の全部又は一部を支給しないことがあります。
- 10 その他この制度についてお尋ねのときは、最寄りの福祉事務所又は県障害福祉課にお問い合わせください。

第6号様式(第4条関係)

(表)

加入番号	
------	--

青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書

加入者

氏名

あなたは青森県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、
の扶養者として心身障害者扶養共済制度に2口加入していることを証します。

年 月 日

青森県知事



注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

(裏)

- この証書は、加入証書と一緒に大切に保管してください。
もし、この証書を破つたり、汚したり、又はなくしたときは、新しい証書を渡しますから、申請してください。
- 加算掛金は、毎月期限までに必ず納付してください。
もし加算掛金を2月以上滞納しますと、二口目は取消しとして取り扱いますからご承知ください。
- 加入者が死亡したり、又は重度障害の状態若しくは規則で定める障害の状態となつたときは、その月から心身障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。
- 加入者が2口加入の際提出した書類に不実の記載があつたとき、加入者の死亡又は重度障害が加入者又は心身障害者の故意又は重大な過失によるものであるときなどの場合は、年金が支給されないこともありますのでご承知ください。
- 心身障害者が加入者より早く亡くなつたとき、又は心身障害者と加入者が同時に亡くなつたときには、加入者又は知事が適当と認める者に対して所定の弔慰金を支給します。
- 加入者がその申出によりこの制度から脱退したとき又は口数を減少したときは、加入者に対して所定の脱退等一時金を支給します。
- 加入者が20年以上継続して2口加入し、かつ、65歳以上になつたときは、それ以後の加算掛金(2口加入者が65歳となつた日の属する会計年度の翌年度(その日が4月1日であるときは、その日の属する会計年度)の2口加入日に応ずる日の属する月前に納付すべきものを除く。)を納付する必要はありません。

第7号様式(第4条の3、第11条関係)

加入番号	
------	--

加入者口数減少(脱退)申出書

年 月 日

青森県知事 殿

加入者 住 所
氏 名

年 月 日付けで青森県心身障害者扶養共済制度における一口目(二口目)を継続して1口の加入者となる(青森県心身障害者扶養共済制度を脱退する)ので、青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第4条の3(第11条)の規定により申し出ます。

添付書類

- 1 加入の口数の減少の場合にあつては、青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書
- 2 1口の加入者の脱退の場合にあつては青森県心身障害者扶養共済制度加入証書、2口の加入者の脱退の場合にあつては青森県心身障害者扶養共済制度加入証書及び青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書(特定加入者にあつては、青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書)

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

第8号様式(第4条の4、第12条関係)

加入番号	
------	--

口数追加承認(加入承認)取消通知書

年 月 日

殿

青森県知事



年 月 日付けで通知した青森県心身障害者扶養共済制度への口数追加(加入)の承認を青森県心身障害者扶養共済制度条例第6条第3項第2号(第17条第1項第5号、第17条第1項第4号)の規定により取り消したので、青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第4条の4(第12条)の規定により通知します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第9号様式(第6条関係)

掛金減免申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住所
加入者 氏名

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第6条第1項(第2項)の規定による掛金の減免を受けたいので、同条第3項の規定により次のとおり申請します。

1	加入者が生活保護法に規定する被保護世帯の構成員である場合						
2	加入者が上記1に該当せず、かつ、市町村民税を課せられていない者のみで構成されている世帯(非課税世帯)の構成員である場合						
3	加入者が上記1又は2に該当せず、かつ、市町村民税の所得割を課せられていない者のみで構成されている世帯(均等割のみの世帯)の構成員である場合						
4							
減免を受けようとする額		掛 金	月 額				
			円				
		加 算 掛 金	月 額				
			円				
		継 続 掛 金	月 額				
			円				
減免を受けようとする期間							
家 族 の 状 況	氏 名	加入者 との 続 柄	年 齢	職 業 又 は 勤 務 先	前年度における市町村民税の課税の状況		
					非 課 税	均 等 割	所 得 割

※ 上記のとおり相違ないことを確認しました。

年 月 日

福祉事務所長

市町村長



備考

- 1 申請理由及び「前年度における市町村民税の課税の状況」欄は、該当する欄に○印を付してください。
- 2 申請理由の2又は3に該当するときは、「家族の状況」欄に記入してください。
- 3 申請理由の4には、1から3までの理由以外の理由で減免申請をする場合に、その理由を具体的に記入してください。
- 4 ※印欄は、次の区分によつて証明を受けてください。
 - (1) 申請理由の1に該当するときは、福祉事務所長の証明
 - (2) 申請理由の2又は3に該当するときは、市町村長の証明
- 5 申請理由4による申請の場合は、その理由を証明する書面を添付してください。
- 6 ※印欄の不要の文字は、消してください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第10号様式(第6条関係)

掛金減免承認通知書

年 月 日

殿

青森県知事



年 月 日付けで申請のあつた青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第6条第1項(第2項)の規定による掛金の減免については、次のとおり決定したので、同条第4項の規定により通知します。

減免する額	月 額 金	円
減免の期間	年 月から 年 月まで	
備考		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 11 号様式(第 6 条関係)

掛金減免不承認通知書

年 月 日

殿

青森県知事



年 月 日付で申請のあつた青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第 6 条第 1 項(第 2 項)の規定による掛金の減免については、次の理由により承認しないので、同条第 4 項の規定により通知します。

理 由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 12 号様式(第 7 条関係)

加入番号		加入等 の 種 類	1口 2口 口数追加
------	--	--------------	------------

年 金 給 付 請 求 書

年金受給権者	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所			
	障害の種類	1 知的障害者 2 身体障害者 3 その他	障害の程度	
年金管理者	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所			
	年金受給権者との続柄			
加入者	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日
	年金受給権者との続柄			
死亡し、又は重度障害の状態若しくは規則で定める障害の状態となつた年月日		年 月 日 死亡、 重度障害、障害		
死亡し、又は重度障害の状態若しくは規則で定める障害の状態となる原因となつた傷病名				
<p>青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第7条第1項の規定により、上記のとおり年金の給付を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">年金受給権者 氏 名 (年金管理者)</p> <p>青森県知事 殿</p>				

添付書類

1 加入者の死亡による請求の場合

- (1) 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。ただし、当該加入者の死亡が加入日(口数追加加入者にあつては、口数追加加入日)から2年以内のものであるときは、所定の死亡証明書(死体検案書)
- (2) 加入者の住民票の写し
- (3) 年金受取人及び年金管理者の住民票の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 加入者の重度障害又は2口の加入者が規則で定める障害の状態となつたことによる請求の場合

- (1) 障害診断書
- (2) 加入者の住民票の写し
- (3) 1の(3)及び(4)に掲げる書類

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 13 号様式(第 7 条関係)

加入番号	
------	--

年金給付決定通知書

年 月 日

殿

青森県知事



年 月 日付けで請求のあつた青森県心身障害者扶養共済制度条例第8条の規定による年金の給付については、次のとおり決定したので、青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

年金の額	月 額	円
加入等の種類	1口	2口 口数追加
支払開始年月		年 月
支払期日	毎 月	日
支払場所		
備 考		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第14号様式(第7条関係)
(表)

第 号

青森県心身障害者扶養共済制度

年 金 証 書

年金受給権者氏名 _____

年金管理者氏名 _____

年 金 額 月 額 金 _____ 円

支給開始年月 _____ 年 _____ 月

上記のとおり、青森県心身障害者扶養共済制度条例第8条の規定により年金を支給します。

年 月 日

青森県知事



注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

- 1 この証書は、大切に保管してください。もし、この証書を破つたり、汚したり、又はなくしたときは、新しい証書を渡しますから、年金証書再交付申請書を知事に提出してください。
- 2 年金は、年金受給権者の死亡の日の属する月まで、毎月支払います。
- 3 年金管理者が指定されている場合には、年金管理者に年金の支払をいたします。
- 4 年金受給権者又は年金管理者は、毎年5月末日までに年金受給権者現況届書を知事に提出しなければなりません。
もし、この届書の提出を怠ると、年金の支払を差し止められます。
- 5 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支払をいたしません。
 - (1) 所在が1月以上不明のとき。
 - (2) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。
 - (3) 日本国内に住所を有しないとき。
- 6 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用しなければなりません。年金管理者がこれに違反したときは、知事は、年金管理者を変更することができます。
- 7 偽りその他不正の手段で年金の支払を受けていたときは、既に支払われた年金の全部又は一部を返還していただきます。
- 8 年金受給権者又は年金管理者の氏名又は住所を変更したときなどには、氏名(住所)変更届書等にこの証書を添えて知事に提出してください。
- 9 年金受給権者が死亡したときは、年金管理者(年金管理者がないときは、その遺族の方)は、死亡届書にこの証書を添えて知事に提出してください。

第 15 号様式(第 7 条関係)

年金給付請求却下通知書

年 月 日

殿

青森県知事



年 月 日付けで請求のあつた青森県心身障害者扶養共済制度条例第8条の規定による年金の給付については、次の理由により支給しないことに決定したので、青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

加 入 番 号		加 入 者 の 氏 名	
年金受取人(心身障害者)の氏名		年金管理者の氏名	
理 由			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 16 号様式(第 8 条関係)

加入番号	
年金証書 番号	

加入証書(口数追加証書、年金証書)再交付申請書

年 月 日

青森県知事 殿

加 入 者 氏名
〔年金受給権者、
年金管理者〕

青森県心身障害者扶養共済制度加入証書(口数追加証書、年金証書)を亡失(損傷)したので、青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第8条の規定により再交付を申請します。

加 入 者	氏 名	男 ・ 女	生年月日	年 月 日
	住 所			年金受取人 (年金受給権 者)との続柄
年 金 受 取 人	氏 名	男 ・ 女	生年月日	年 月 日
	住 所			
年 金 管 理 者	氏 名	男 ・ 女	生年月日	年 月 日
	住 所			年金受取人 (年金受給権 者)との続柄
証書の交付を 受けた年月		年 月		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第17号様式(第9条関係)

年金証書 番 号	
-------------	--

年金支給停止決定通知書

年 月 日

殿

青森県知事



青森県心身障害者扶養共済制度条例第8条の規定により支給している年金は、同条例第13条の規定により次のとおり支給を停止することに決定したので、青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第9条第1項の規定により通知します。

なお、年金支給停止の理由が消滅したときは、速やかに、その旨をお届けください。

年金支給停止の理由	
年金支給停止の期間	年 月から上記の年金支給停止の理由が消滅した日の 属する月の前月まで
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 18 号様式(第 9 条関係)

年金証書 番 号	
-------------	--

年金支給停止解除決定通知書

年 月 日

殿

青森県知事



年 月 日付け年金支給停止理由消滅届書により、次のとおり年金の支給停止を解除したので、青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

支給停止を解除する年月	年 月から
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 19 号様式(第 10 条関係)

加入番号		加入口数	1口	2口	口数追加
------	--	------	----	----	------

弔慰金給付請求書

			加 入 年 月 日	年 月 日
			口数追加 年 月 日	年 月 日
加入者	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所			年金受取人 との続柄
年金受取人	氏 名		死 亡 年 月 日	年 月 日
	死亡の原因となつた傷病名			
備考				
<p>青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第10条第1項の規定により、上記のとおり弔慰金の給付を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>青森県知事 殿</p>				

備考 備考欄は、加入者と年金受取人の同時死亡の場合に、加入者の死亡年月日、死亡の原因等を記入してください。

添付書類

- 1 加入者の住民票の写し
- 2 年金受取人の住民票の写し
- 3 請求者が加入者でない場合は、弔慰金の支給を受けることが適当であることを証する書面

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 19 号様式の 2(第 10 条関係)

加入番号		加入口数	1口	2口	口数追加
------	--	------	----	----	------

弔慰金(見舞金)給付請求書

		加 入	年 月 日	年 月 日
		口 数 追 加	年 月 日	年 月 日
受取人	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所			
加入者	氏 名		死亡又は重度障害の年月日	年 月 日
	死亡又は重度障害の原因となつた傷病名			
<p>青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第10条第2項の規定により、上記のとおり弔慰金(見舞金)の給付を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>青森県知事 殿</p>				

添付書類

- 1 加入者が死亡した場合にあつては加入者の住民票の写し、加入者が重度障害の状態となつた場合にあつては障害診断書
- 2 年金受取人が死亡している場合は、弔慰金又は見舞金の支給を受けることが適當であることを証する書面

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 20 号様式(第 10 条関係)

加入番号	
------	--

弔慰金(見舞金)給付決定通知書

年 月 日

殿

青森県知事



年 月 日付けで請求のあつた青森県心身障害者扶養共済制度条例第16条第1項(第1項及び第2項、第3項)の規定による弔慰金(見舞金)の給付については、次のとおり決定したので、青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第10条第3項の規定により通知します。

弔慰金(見舞金)の額		金 円		
弔慰金の積算基礎	一口目	金 円	加入期間	年
	二口目	金 円	加入期間	年
支払期日	年 月 日			
支払場所				
備考				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第21号様式(第10条関係)

加入番号	
------	--

弔慰金(見舞金)給付請求却下通知書

年 月 日

殿

青森県知事



年 月 日付けで請求のあつた青森県心身障害者扶養共済制度条例第16条第1項(第1項及び第2項、第3項)の規定による弔慰金(見舞金)給付については、次の理由により支給しないことに決定したので、青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第10条第3項の規定により通知します。

理 由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 22 号様式(第 10 条の 2 関係)

加入番号		加入口数	1口 2口 口数追加
------	--	------	------------

脱退等一時金給付請求書

		加 入	年 月 日	年 月 日
		口 数 追 加	年 月 日	年 月 日
加 入 者	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所			年金受取人 との続柄
年 金 受 取 人	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日
脱退(口数減少)年月日		年 月 日	脱 退 等 の 区 分	1 脱 退 2 一口目減少 3 二口目減少
<p>青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第10条の2第1項の規定により、上記のとおり脱退等一時金の給付を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>青森県知事 殿</p>				

添付書類

- 1 加入者の住民票の写し
- 2 年金受取人の住民票の写し

注1 知事が住民基本台帳法及び青森県住民基本台帳法施行条例の規定により加入者又は年金受取人に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる場合(加入者又は年金受取人が県内に住所を有する場合は、それぞれ住民票の写しの添付を省略することができる。

- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第22号様式の2(第10条の2関係)

加入番号	
------	--

脱退等一時金給付決定通知書

年 月 日

殿

青森県知事



年 月 日付けで請求のあつた青森県心身障害者扶養共済制度条例第16条の2の規定による脱退等一時金の給付については、次のとおり決定したので、青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第10条の2第2項の規定により通知します。

脱退等一時金の額		金 円		
脱退等一時金の 積算基礎	一口目	金 円	加入期間	年
	二口目	金 円	加入期間	年
支払期日		年 月 日		
支払場所				
備考				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第22号様式の3(第10条の2関係)

加入番号	
------	--

脱退等一時金給付請求却下通知書

年 月 日

殿

青森県知事



年 月 日付けで請求のあつた青森県心身障害者扶養共済制度条例第16条の2の規定による脱退等一時金の給付については、次の理由により支給しないことに決定したので、青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第10条の2第2項の規定により通知します。

理 由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 23 号様式(第 13 条関係)

加入番号	
年金証書 番号	

氏名(住所)変更届書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
加 入 者 氏 名
(年金受給権者、
年金管理者)

年 月 日に加入者(年金受取人、年金管理者、年金受給権者)の住所(氏名)を次のとおり変更したので、青森県心身障害者扶養共済制度条例第18条第1項第1号(第2項第3号、第3項第1号)の規定により届け出ます。

	新	旧
ふりがな		
氏 名		
住 所		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 24 号様式(第 13 条関係)

加入番号	
年金証書 番号	

死亡、重度障害、障害届書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
加 入 者 氏 名
〔年金受給権者、
年金管理者〕

年 月 日に年金受取人(年金管理者、加入者、年金受給権者)(氏 名)が死亡した(重度障害の状態となつた、規則で定める障害の状態となつた)ので、青森県心身障害者扶養共済制度条例第18条第1項第2号(第2項第1号、第2項第2号、第3項第2号)の規定により届け出ます。

添付書類

年金受給権者が死亡した場合にあつては、年金受給権者の住民票の写し

注1 知事が住民基本台帳法及び青森県住民基本台帳法施行条例の規定により年金受給権者に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる場合(年金受給権者が死亡の際に県内に住所を有していた場合)は、住民票の写しの添付を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 25 号様式(第 13 条関係)

加入番号	
------	--

年金管理者変更届書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

加入者 氏 名

年金管理者を次のとおり変更したので、青森県心身障害者扶養共済制度条例第18条第1項第3号の規定により届け出ます。

年金 管 理 者		新	旧
	ふりがな 氏 名		
住 所			
年金受取人 との続柄			
〔年 受 取 人〕	氏 名		
	住 所		
変 更 の 理 由			
変 更 の 年 月 日		年 月 日	

私は、精神の機能の障害により年金(弔慰金及び見舞金を含む。以下同じ。)の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを申し立てるとともに、青森県心身障害者扶養共済制度条例第9条第1項に規定する年金管理者となることに同意し、上記の年金受取人の年金を管理し、良き理解者として誠意をもって保護及び養育に当たることを誓約します。

年 月 日

年金管理者 氏 名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 26 号様式(第 13 条関係)

年金証書	
番 号	

年金支給停止理由発生(消滅)届書

年金受給権者	氏 名	
	住 所	
支給停止理由の発生 (消滅)した年月日		年 月 日
支給停止理由 発生の内容	1 年金受給権者の所在が1月以上不明である。 2 年金受給権者が懲役(禁錮)の刑に処せられ、刑の執行を受けている。 3 年金受給権者が日本国内に住所を有しない。	
支給停止理由 消滅の内容	1 年金受給権者の所在が明らかになった。 2 年金受給権者が懲役(禁錮)の刑の執行を解かれた。 3 年金受給権者が日本国内に住所を有するようになった。	
<p>上記のとおり年金の支給停止理由が発生(消滅)したので、青森県心身障害者扶養共済制度条例第18条第3項第3号の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>年金管理者 氏 名</p> <p>青森県知事 殿</p>		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 28 号様式(第 14 条関係)

加 入 者 台 帳

加入番号		加入年月日	年月日		脱退年月日	年月日		
		口数追加年月日	(年月日)		減少年月日	(年月日)		
		加 入 者	心 身 障 害 者		年 金 管 理 者			
ふりがな 氏名 (改姓・改名)		男	男		男			
		女	女		女			
生年月日		年月日	年月日		年月日			
続柄	(心身障害者との続柄)	(加入者との続柄)		(心身障害者との続柄)				
住所 (住所の変更)								
死亡・重度障害 年月日 (口数追加分)		年月日	年月日		年月日			
		(年月日)	(年月日)		脱退の理由	減少の理由		
他の地方公共団体からの転入	従前の地方公共団体名		障害の種類		加入者の死亡(重度障害、障害者の死亡、転出、本人の申出、滞納)	本人の申出、滞納		
	加入番号		障害の程度					
	加入年月日	年月日	掛金の月額	金額			変更期日	変更の理由
	(口数追加)	(年月日)		一口目	二口目	合計		
	従前の地方公共団体名						年月から	
	加入番号						年月から	
加入年月日	年月日					年月から		
(口数追加)	(年月日)					年月から		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

第29号様式(第14条関係)

年金受給権者台帳

年金証書 番号		加入等 の種類	1口 2口 口数追加				年金額	月額	円
支給開始 年 月	年 月	加算額 開始年月	年 月		失権年月	年 月			
年金 受給 権者	ふりがな 氏 名	男 女			ふりがな 氏 名	男 女			
	生年月日	年 月 日			生年月日	年 月 日			
	住 所				住 所				
	障害の種 類、程 度				年金受給権 者との続柄				
支給停止	期 間	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで				
	理 由								
支 払 の 一 時 停 止	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで				
現 況 届 書									
受給権消滅 の 理 由	1 死 亡 2 その他				備 考				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。